

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置
法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の
一部を改正する法律附則第一条に規定する施行期日を平成二十年一月一日とすること。